

(仮称) 新城・設楽風力発電事業 計画段階配慮書のあらまし

はじめに

中部電力株式会社は、地球温暖化対策をはじめとした環境保全への取り組みを重要な経営課題のひとつと位置づけており、このうち再生可能エネルギー分野においては「2030年頃までに320万kW以上拡大」を目標に掲げ、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギー電源の開発を積極的に進めています。

また、株式会社OSCFはこれまでの陸上風力や太陽光発電事業で培った経験・知見を基に再生可能エネルギーの開発を推進しており、安全で持続可能な社会の実現に向け、地域と一体となった取り組みを進めています。

本事業は、新城市・設楽町の良好な風エネルギーを発電事業として活用するものであり、再生可能エネルギーの導入拡大をさらに加速し、地球温暖化対策やエネルギー自給率の向上が期待できる事業です。

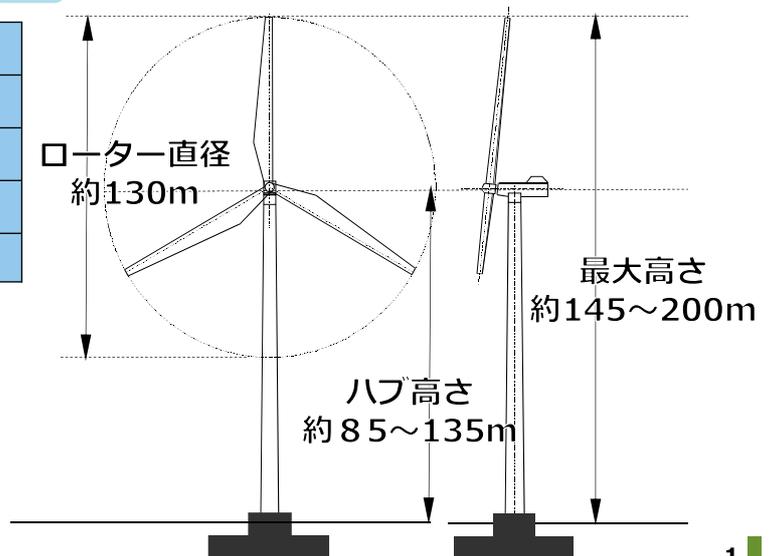


事業計画の概要

名称	(仮称) 新城・設楽風力発電事業
原動力の種類	風力(陸上)
総発電出力	最大86,000kW
基数	最大20基
事業実施想定区域の面積	約6.4km ²
所在地	愛知県新城市・設楽町

風力発電機の構造

発電機出力	最大4,300kW程度/基
ブレード枚数	3枚
ローター直径	約130m
ハブ高さ	約85~135m
最大高さ	約145~200m



注：基礎構造は、今後の地質調査結果等を踏まえて検討します。

事業実施想定区域の設定

1 検討対象エリアを設定

公開されている局所風速マップから年間平均風速が6m/s以上の良好な風況が期待できるとともに、既存道路等のインフラが整備され土地改変が少ないと見込まれる範囲を検討対象エリアとして設定しました。

2 法令等の制約を受ける範囲の確認

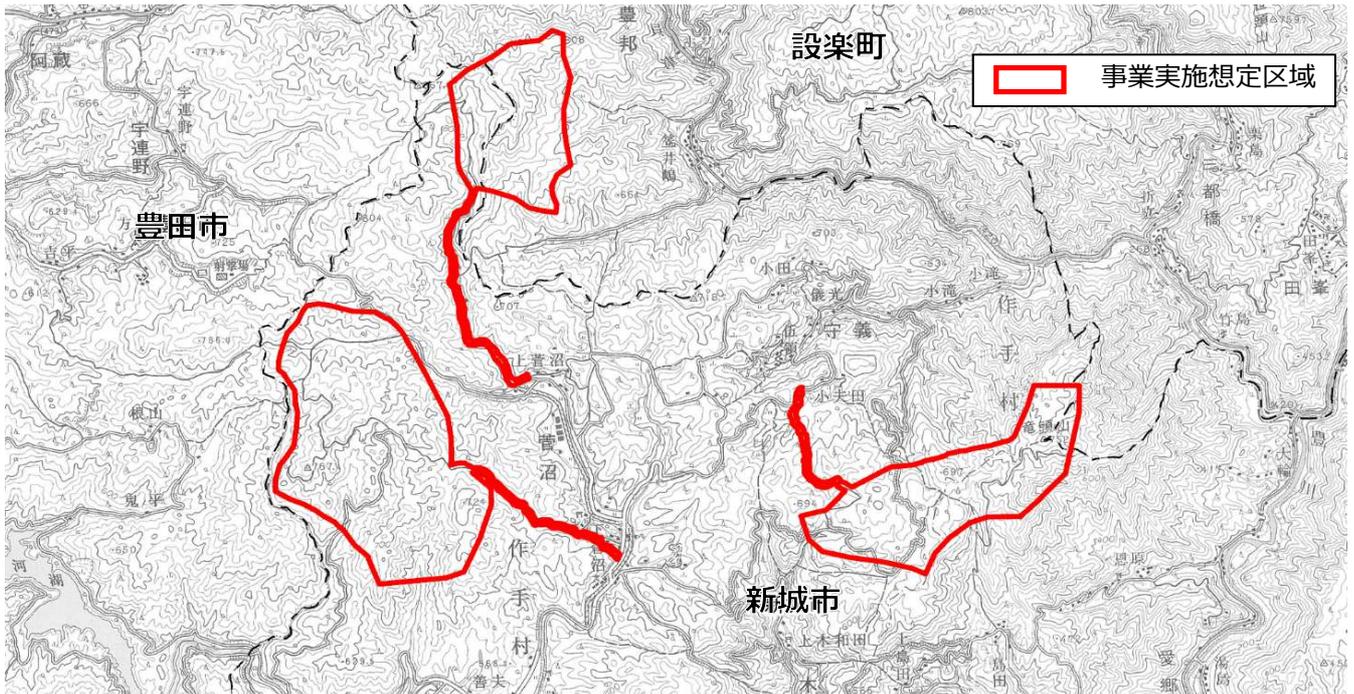
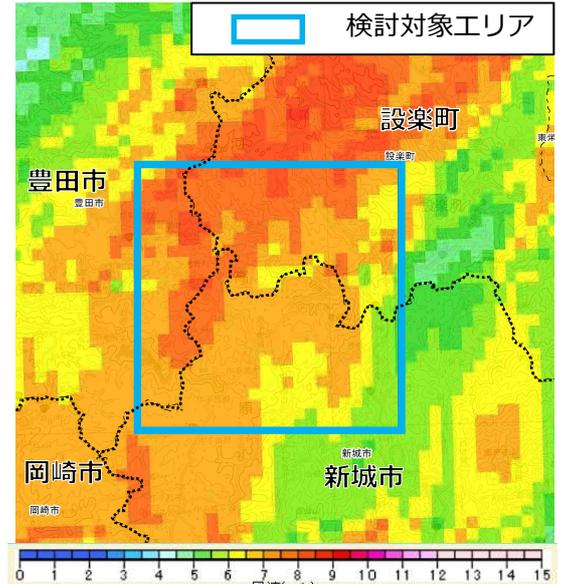
検討対象エリアにおける法令等の制約範囲として国定公園、県立自然公園、鳥獣保護区、保安林、河川保全区域の指定区域を確認しました。

3 環境保全上の配慮が必要な施設への配慮

「新城市風力発電施設等の建設等に関するガイドライン」に基づき、検討対象エリアにある小学校、住宅等から0.5kmの範囲を事業実施想定区域から除外しました。

4 事業実施想定区域の設定

1～3を踏まえ、下図のとおり事業実施想定区域を設定しました。



計画段階配慮事項の選定

影響要因の区分	環境要素の区分	
施設の稼働	騒音及び超低周波音	騒音及び超低周波音
	その他	風車の影
地形改変及び施設の存在、施設の稼働	動物（陸域）	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く）
	生態系	地域を特徴づける生態系
地形改変及び施設の存在	植物（陸域）	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く）
	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観

評価結果

計画段階配慮事項	評価結果
騒音及び超低周波音 風車の影	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電機設置想定範囲から住居等までの最短距離は約0.5kmです。 ・風力発電機設置想定範囲から2kmの範囲には配慮が特に必要な施設は存在しませんが、住宅等が291戸存在するため、騒音及び超低周波音・風車の影による重大な影響が生じる可能性があると考えます。
動物（陸域）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施想定区域の「樹林」、「草地・耕作地」及び「市街地等」に生息する重要な種については、地形改変及び施設の存在並びに施設の稼働に伴う直接改変により生息環境が変化し、重大な影響が生じる可能性があると考えます。 ・生物多様性保全の鍵になる重要な地域の一部が事業実施想定区域に含まれることから、注目すべき生息地については、地形改変及び施設の存在並びに施設の稼働に伴う直接改変により生息環境が変化し、重大な影響が生じる可能性があると考えます。 ・コウモリ類及び鳥類については、事業実施想定区域上空を飛翔する可能性があることから、施設の稼働に伴うバットストライク、バードストライク及び移動経路の阻害が生じ、重大な影響が生じる可能性があると考えます。
植物（陸域）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施想定区域の「樹林」、「草地・耕作地」、「市街地等」に生育する重要な種については、直接改変により生育環境が変化し、重大な影響が生じる可能性があると考えます。 ・「水辺」を生育環境とする重要な種については、分布が想定されますが、風車は主に尾根上又は斜面上部に配置するため、直接改変される可能性は低いと考えられること、「岩壁」を生育環境とする重要な種については、生育環境の分布はないことから、重大な影響はないと評価します。 ・事業実施想定区域においては、重要な群落及び巨樹・巨木林は確認されておらず、直接改変はないことから、影響はないと評価します。
生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施想定区域においては、保安林、国定公園及び生物多様性保全の鍵になる重要な地域が分布しており、地形改変及び施設の存在並びに施設の稼働により重要な自然環境のまとまりの場が変化し、重大な影響が生じる可能性があると考えます。
景 観	<p>① 景観資源及び主要な眺望点の改変の程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施想定区域には、景観資源の愛知高原国定公園の一部（約1.78km²）が含まれることから、施設の存在に伴う景観資源への重大な影響が生じる可能性があると考えます。 <p>② 主要な眺望景観の変化の程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望点12地点が可視領域に含まれており、これらの地点においては風力発電機の見えの大きさ（垂直見込角）が約1.0～5.5度と予測しました。 ・主要な眺望点のうち、三河湖および田峯城においては、垂直見込角がそれぞれ約5.5度および約4.3度と予測されることから、眺望景観への重大な影響が生じる可能性があると考えます。

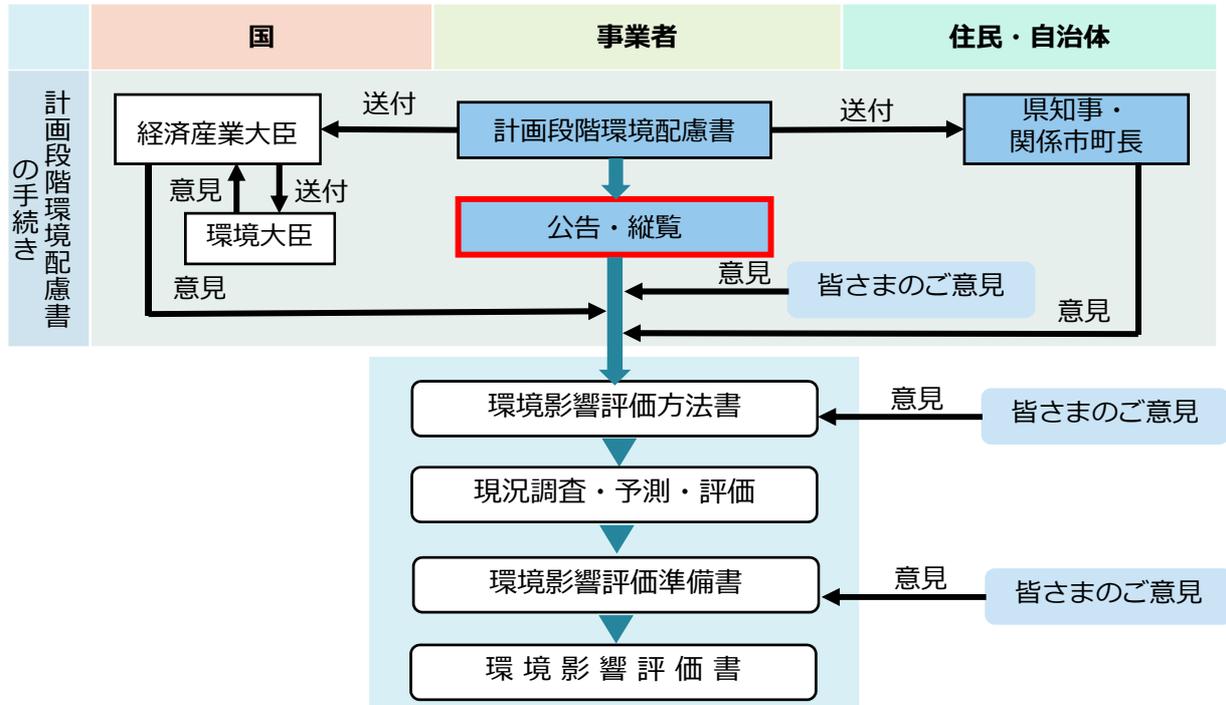
総合評価

選定した計画段階配慮事項について、調査、予測及び評価の結果は、以下のとおりです。騒音及び超低周波音、風車の影、動物、植物、生態系及び景観について、重大な影響が生じる可能性があると考えます。

今後の環境影響評価手続きにおいて、風力発電機の機種、基数、配置計画及び改変区域等を検討し、影響の程度について予測を行い、適切な環境保全措置を検討することにより、重大な影響が回避又は低減できる可能性があると考えます。

環境影響評価の手続き

法律に基づく環境影響評価の手続きは次のとおりであり、今回の「計画段階環境配慮書」の縦覧は赤枠で示した段階のものです。今後、皆さまのご意見をお聴きした上で「計画段階環境配慮書」の内容を「環境影響評価方法書」以降の手続きに反映します。「環境影響評価方法書」において評価項目等の選定を行い、現況調査・予測及び評価した結果に基づき「環境影響評価準備書」を作成し、さらに「環境影響評価書」をとりまとめることとなります。



計画段階環境配慮書の縦覧について

縦覧場所	縦覧期間	縦覧時間	備考
新城市役所本庁舎2階 環境政策課窓口	2022年1月18日 ～ 2022年2月17日	8:30 ～ 17:15	土曜日、日曜日、 祝日は除きます。
新城市鳳来総合支所			
新城市作手総合支所			
設楽町役場			
豊田市役所環境センター 2階 環境保全課			
豊田市下山支所			

当社ホームページでもご覧になれます。(http://www.chuden.co.jp/)

環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、2022年2月17日(木) [当日消印有効] までに中部電力株式会社 再生エネルギーカンパニー プロジェクト推進部 陸上風力・太陽光グループ まで意見書をお寄せください。

事業者概要

中部電力株式会社

再生可能エネルギーカンパニー プロジェクト推進部 陸上風力・太陽光グループ
〒461-8680 名古屋市東区東新町1番地
TEL:052-973-2249

株式会社OSCF

〒105-0004 東京都港区新橋三丁目3番14号 田村町ビル8階
TEL:03-6457-9979